基準７　学生支援等

（1）観点ごとの分析

観点７－１－①：　授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部新入生には，学部・学科等ごとに，教育課程，学生生活全般に関してガイダンスを実施している。２年生以上の学生には，年度当初に学部・学科等ごとに履修に関するガイダンスや，コース選択のためのガイダンス等を実施している（資料７－１－①－A)。大学院課程においても，専攻等の特性に応じてガイダンスを実施し，カリキュラムや履修上の注意等について説明している（資料７－１－①－B)。

資料７－１－①－A　学士課程におけるガイダンス実施状況

学部等名	実施時期	実施対象者	実施内容
教養教育	4月	1年	教養教育の概要説明 学務情報システム（SOSEKI）による履修登録方法の説明 単位の実質化に向けた「厳格で一貫した成績評価法」について キャリア支援科目の履修について
文学部	4月	1年	専門教育の概要説明
		2年	履修コースガイダンス
	1月	1年	２年次進級時に履修コースを決定するための概要説明
		3年	３年次編入学生に対する専門教育の履修指導
	常時	全学年	オフィスアワーによる生活指導・履修指導
教育学部	4月	1年	教養教育及び専門教育の履修指導
		2年	履修ガイダンス 履修単位が極端に少ない学生に対する指導
		3年	履修ガイダンス 学生ごとの成績確認，学習指導，進路指導
		4年	履修ガイダンス 卒業論文着手者への指導
	3月	1～3年	学生ごとの成績確認，学習指導，進路指導
	常時	全学年	オフィスアワーによる生活指導，履修指導
法学部	4月	1年	履修ガイダンス（カリキュラム概要説明　他）
		2年	履修ガイダンス（３年次進級要件　他）
		3年	履修ガイダンス（卒業要件　進路指導　他）
		3年	３年次編入学学生に対する履修指導
		4年	履修上の注意点と登録方法の要点（卒業要件　卒業論文　他）
	4月，10月	全学年	演習担当者による履修指導
	7月	3年	インターンシップの説明
理学部	4月	1年	理学部教育プログラム制の概要説明 具体的な教養教育・専門教育（基盤科目）などの履修・学習指導
		2年	共通科目に対する履修・学習指導 教育職員免許，学芸員資格の取得方法のガイダンス
		3，4年	プログラム毎の展開科目・発展科目に対する履修・学習指導 課題研究を含めた進路指導，インターンシップの説明
		2年	３年へ進級できなかった留年者に対し，学部長面談を実施
	4月，10月	2年	チューター面談
	5月，11月	1，2年	欠席者調査（基盤・共通科目の欠席が多い学生を調査し，担任・チューターから指導）
	6月	2年	選択する教育プログラムの希望調査
	10月	1年	プログラム毎に，理念，到達目標，学習・研究内容，卒業後の進路を説明 希望者に面談し，後期履修指導 履修単位が極端に少ない学生に指導
	10月	2年	プログラム毎に，理念，到達目標，学習・研究内容，卒業後の進路を説明 履修単位が極端に少ない学生に指導 ３年へ進級できなかった留年者に対し，学部長面談を実施
	12月	1年	チューター面談
	3月	1～3年	学生ごとに成績確認。履修単位が極端に少ない学生には保護者に連絡するなどの指導。
医学部	4月	1，2年	履修指導，学習指導，生活指導
		1～4年	教養教育，専門教育の概要説明
	4，9月	1～3年	臨地実習に関するオリエンテーション

	５，６月	留年者 欠席者	面談による履修指導，生活指導
	３月	１年	学生ごとの成績確認，履修指導，学習指導
		３年	助産師国家試験受験資格取得のための履修指導
薬学部	４月	１年	履修指導，生活指導
		２，３年	履修指導，学習指導
		留年者	面談による履修指導，生活指導
	７月	３年	薬学科研究室配属のためのガイダンス
	10月	２年	創薬・生命薬科学科学生に対する面談による履修指導
	12月		創薬・生命薬科学科研究室配属のためのガイダンス
	３月	１～３年	学生ごとの成績確認，履修指導
	常時	４年	学生ごとの成績確認，学習指導，進路指導 卒業研究着手者への指導
工学部	４，10月	１～３年	履修計画確認，指導 単位取得状況確認，学習指導
	４月	４年	卒業研究着手有資格者への指導 履修単位が極端に少ない学生への指導
	５，６月	１～４年	履修登録期間未登録者，成績不振者への学習指導
	５～７月， １月	２，３年	実験・演習科目の履修状況確認，指導
	６～８月	３年	インターンシップの指導
	10月	４年	卒業要件を充足懸念学生への履修指導
	12月	３年	企業見学実施計画の説明
	１月	４年	卒業研究状況確認，学習指導
	３月	１年	履修計画確認，指導
		２，３年	単位取得状況確認，履修指導，学習指導
		３年	卒業研究着手有資格者への指導

出典：各学部教務委員会資料等を基に作成

資料７－１－①－B　大学院課程におけるガイダンス実施状況

研究科等名	実施時期	実施対象者	実施内容
教育学研究科	４月	１年	大学院教育概要説明，履修指導，研究着手指導
		２年	成績確認，学習指導，進路指導
	４月以降	１，２年	課題研究指導
	５月	２年	修士論文題目決定のための指導
	３月	２年	学生ごとの成績確認，履修指導，学習指導
	常時	全学年	オフィスアワーによる生活指導，履修指導
社会文化科学研究科	４月	１年	専門教育の概要説明，履修指導
	２月	１，２年	研究経過報告会を基に個別履修指導
	常時		オンライン上の履修指導，学習指導，進路指導
自然科学研究科	４月	１年	専門教育の概要説明，履修指導
		２年	履修単位が極端に少ない学生への指導 成績確認，学習指導，進路指導 標準修業年限修了者に対して学位論文着手者への指導
	３月	１，２年	学生ごとの成績確認，履修指導，学習指導 学位取得に向けての指導
医学教育部	４月，10月	１年	履修ガイダンス
保健学教育部	４月	１年	履修ガイダンス
薬学教育部	４月	１年	履修ガイダンス
	４月，10月	２，３年	履修指導
	３月，９月	２，３年	成績確認
法曹養成研究科	９月	１～３年	学生ごとの成績確認，履修指導，学習指導 司法試験にむけての指導
	３月	新１年 新２，３年	ガイダンス 履修指導
	常時	１～３年	インストラクターによる履修指導，学習指導，授業担当者による学習指導

出典：各研究科等教務委員会資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学部・大学院等は，対象年次別に，当該学生に対して履修方法やコース選択等のためのガイダンスを定期的に適切に実施している。

以上のことから，授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点７－１－②：　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており，学習相談，助言，支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学長と学生代表との懇談会（資料７－１－②－A），学生相談窓口及び学生生活実態調査（別添資料９）等を通して，学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。学士課程では，新入生オリエンテーションと必修の情報基礎科目において，カリキュラムの内容に加え，統合認証の熊本大学ポータル，シラバスの閲覧・検索，履修登録等を行うための学務情報システム（SOSEKI），WebCT 等の説明を行っている（資料７－１－②－B）。教養教育の基礎セミナーでは，新入生図書館利用ガイダンスを実施し，専門教育では，履修指導担当教員・チューター・インストラクターを配置し，学習相談，助言，支援を実施している（資料７－１－②－C）。大学院課程では，研究指導教員等の学習相談，助言，支援のほか，法曹養成研究科では，現職若手弁護士を雇用してアカデミックアドバイザー制度を設けている。

資料７－１－②－A　学長と学生代表との懇談会の開催状況（抜粋）（http://gakuseika.ge.kumamoto-u.ac.jp/kondankai/）

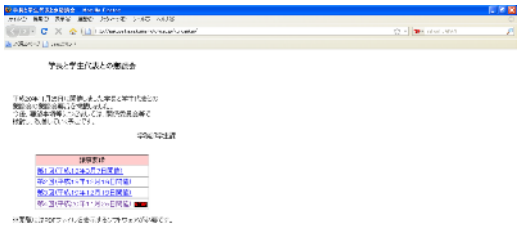

要望等（平成 19 年度・平成 20 年度）	対応等（平成 19 年度・平成 20 年度）
法文棟施設を改修してほしい。（教育学部棟も同じ）	平成 20 年度予算で要求しており，工期は三年計画（三期）で実施する予定です。建物の建て替えを行う場合は，大教センター棟等へ一時的に移動する必要があります。概算要求の決定を待っている状況です。[概算要求していた「文法本館校舎改修」「教育学部本館校舎改修」が本年度の補正予算で認められましたので，まもなく改修が始まります。]
留学制度を充実させてほしい。（有名大学の連携等）	留学生制度の推進に努めており，サポート体制は充実していますが，外国に留学を希望する学生が少ないのが現状です。また，国際課で開催しているプレゼンに学生の参加者が少ないので，参加して下さい。 詳細は，国際課にお尋ね下さい。
学内の歩きタバコの禁止を徹底させてほしい。	学務部にて，ポスターを掲示し，学生委員会委員から学生への周知を依頼するとともに，併せて教職員への指導も徹底させます。 [最近新たに学内の禁煙の取扱いを定めました。特に歩きタバコの禁止に触れています。]

注：要望・対応等については，学生生活実態調査から把握したニーズも含む

出典：学内専用ホームページから抜粋

資料７－１－②－B　新入生を対象とする教養教育の履修指導及び生活指導等の実施状況

	時期	担当	実施内容
履修指導			
教養教育カリキュラム 熊大ポータル SOSEKI WebCT	４月	教養教育実施機構	７つの教科単位の教養教育カリキュラムの説明。 高度情報キャンパスで学ぶための IT 基本知識，統合認証，熊大ポータル，学務情報システム SOSEKI によるシラバス閲覧，検索，履修登録，成績確認等，遠隔学習支援・指導システム(熊大 WebCT)の活用法等を解説。
学生相談			
セクシュアル・ハラスメント	４月	学生相談室	「セクシュアル・ハラスメント相談」，「学生ボランティア相談」等の説明。
保健管理			
健康診断	４月	保健センター	心と身体の悩み何でも相談，性に関する相談，学生心理相談，定期健康診断，スポーツクリニック等の案内。
留学生支援			
留学生相談員等	４月	国際化推進センター	「留学生相談員」，「留学生向けチューター制度」，住居情報，留学生向け奨学金情報，在留資格相談などの説明。
保険・補償			
学生保険等	４月	学生課	「学生教育研究災害傷害保険」，「医学生総合補償制度」等への加入を奨励。
就職支援			
キャリア科目	４月	キャリア支援課	キャリア科目，就職講座，キャリアデザインセミナー，熊大ワークデザイン講座，大手業界説明会等の案内。
課外活動			
公認サークル	４月	学生委員会	公認サークル（体育系 42 団体，文化系 36 団体，熊粋祭実行委員会），サークルリーダー会議などの説明。
図書館ガイダンス			
新入生用図書館ガイダンス	４月	図書館	新入生用図書館ガイダンス（４月，１日に５回開催，各回 30 名）の日程説明等。
医学系文献検索	５～６月		医学系[資料]文献検索／新聞記事検索ガイダンス（５～６月，各回 14 名）の案内
文献検索	10～11 月		文献検索ガイダンス（10～11 月，各回 14 名）の案内

出典：学生委員会資料等を基に作成

資料７－１－②－C　学部における学習相談・履修指導に係わる組織的な取組の概要

学部等名	クラス担任等	チューター制度／インストラクター制度	オフィスアワー
文学部	別にコース代表教員	アカデミック・アドバイザー各学科２名	学習相談
教育学部	９クラスに主・副担任	－	随時メール対応
法学部	演習指導教員が兼務	－	全教員が実施
理学部	学生委員会委員が担当	教員１人に学生３名	全教員が実施
医学部医学科	履修指導，成績確認等	チュートリアル実習等の学習指導	随時メール対応
医学部保健学科	履修指導，成績確認等	高等学校教員免許，助産師国家試験等	－
薬学部	履修指導，成績確認等	特別実習指導教員が担当	随時メール対応
工学部	全学科で学年担任	履修計画確認，個人面接，履修指導	学科単位で実施

出典：平成 19 年度組織評価自己評価書を基に作成

別添資料９　第６回学生生活実態調査報告書　2007 年

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズの把握は，複数の方法により行っている。ニーズに対しては，履修指導担当教員，研究指導担当教員，チューター，インストラクター等による学習相談，助言・指導等を適切に行っている。

以上のことから，学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており，学習相談，助言，支援が適切に行われていると判断する。

観点７－１－③：　通信教育を行う課程を置いている場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点７－１－④：　特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また，必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学生相談室を中心に，国際化推進センター，学部・学務部等が連携して，留学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している（資料７－１－④－A）。留学生チューターを配置し，留学生の相談に乗っている（資料７－１－④－B）。留学生の手引き（別添資料 10）を作成し，留学生の学習・生活支援について補助している。障害のある学生等に対しては，階段への自動昇降機の設置及びバリアフリー対策などのほか，学科等の指導教員及び学生ボランティア等によって車椅子による教室間の移動等への支援が行われている。社会人学生等に対しては，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度（前掲資料５－５－③－B）を設けている。そのほか，大学院学則（前掲資料５－５－③－A）の規定に基づき，６限目（18 時）以降に多くの科目を開講している。また，全学的にｅラーニングの充実等を図っている。

資料７－１－④－A　学生相談室を中心とした国際化推進センター等の連携・協力

留学生交流室等で「留学生相談員」が相談に応じ，「留学生向けチューター制度」（チューターがつく期間：大学院生・研究生は１年間，学部生は２年間以内，交換留学生は半年間）による支援を行っている。また，住居情報，留学生向け奨学金情報を提供し，在留資格相談，海外留学相談などを受けている。

出典：「学生案内」，「学生相談室リーフレット」等を基に作成

資料７－１－④－B　国際化推進センター（旧：留学生センター）における留学生チューター数の推移

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
前学期 101 人 後学期 110 人	前学期 63 人 後学期 91 人	前学期 70 人 後学期 90 人	前学期 69 人 後学期 93 人	前学期 73 人 後学期 134 人

出典：国際課調査資料を基に作成

別添資料 10　Handbook for International Students（留学生の手引き）

【分析結果とその根拠理由】

上記のとおり，留学生については，国際化推進センターを中心に施策を実施している。社会人学生及び障害者については，全学的な取組のほか，指導教員や学生ボランティアによる支援が実施されている。

以上のことから，特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり，また，必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

観点７－２－①：　自主的学習環境が十分に整備され，効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

各学部は，学生自習室の設置，カンファレンス室・講義室の空き時間開放等により，自習スペースの拡充に取り組んでいる（資料７－２－①－A）。この結果，キャンパスごとに自習スペースの拡充が進展し，平成20年度現在では，全学で約7,400㎡を学生の自習スペースとして確保している（資料７－２－①－B）。各研究科等では，研究室内に自主学習等のスペースを整備している。また，自主学習を促進するため，附属図書館を平日は午前８時40分から午後10時まで，土曜日，日曜日及び休日は午前12時から午後６時まで開館している（後掲資料８－２－①－B）。また，英語学習支援システム（CALL）は，自宅のパソコンからもアクセス可能となっている（資料７－２－①－C）。

資料７－２－①－A　学生自習スペースの確保，取組の概要

学部名	学生自習スペースの確保
文学部	自習室・図書室５室を設け，加えて空き教室を時間外自習用に開放
教育学部	学生控室，自習室を設け，加えて空き教室を時間外自習用に開放
法学部	図書室に加えて，研究室，教室の空き時間を自習用に開放
理学部	図書室の閲覧室に加えて，空き教室を時間外自習用に開放
医学部医学科	チュートリアル実習室等を設け，加えて空き教室を時間外自習用に開放
医学部保健学科	自習室を設け，加えて空き教室を時間外自習用に開放
薬学部	図書館，講義室，研修室，パソコン室等を自習室として開放
工学部	各棟のリフレッシュスホール45ヶ所，フリースペース７ヶ所，ものクリ工房工作室，その他自習室・学生支援室等を設置

出典：組織評価自己評価書を基に作成

資料７－２－①－B　新築及び改修に伴う学生自習スペースの確保状況（キャンパス別）

キャンパス	平成15年度	平成19年度	備考
黒髪北キャンパス	－	法曹養成研究科自習室，社会文化科学研究科研究棟院生研究室等，図書館南棟閲覧室，黒髪総合研究棟自習室・研究室等	新築による拡充
	0㎡	小計　2,415㎡	増床2,415㎡
黒髪南キャンパス	工学部１号館研究室等，同２号館ホール，理学部１・２号館研究室等，同３号館図書閲覧室，工学部８号館研究室等	工学部１号館研究室等，同２号館ホール，共用棟黒髪１学生控室，理学部１・２号館研究室等，同３号館研究室等，共用棟黒髪２研究室等	改修による整備
	小計　3,829㎡	小計　3,146㎡	-683㎡
本荘キャンパス	発生医学研究センター研究室等，医療技術短期大学図書・閲覧室，非常勤講師宿泊施設	発生医学研究センターカンファレンス室等，保健学科E棟自習室等，保健学科ABC棟，中央診療棟カンファレンス室，山崎記念館研修ホール	改修と診療棟新築による拡充
	小計　697㎡	小計　1,518㎡	増床821㎡
大江キャンパス	－	大江研究棟自習室・研究室等	新築による拡充
	0㎡	小計　317㎡	増床317㎡
全体	合計　4,526㎡	合計　7,396㎡	増床2,870㎡

出典：施設部資料等を基に作成

資料７－２－①－C　熊本大学英語学習支援システム（CALL）の利用状況（平成 20 年度）

月	アクセス数
4月	9,078
5月	13,089
6月	13,754
7月	18,426
8月	848
9月	329
10 月	13,134
11 月	12,272
12 月	11,423
1月	12,770
2月	5,832
3月	297
計	111,252

出典：教務課資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学生自習室の設置，研究室内の自主学習スペースの確保，カンファレンス室・講義室の空き時間開放，附属図書館の開館時間の延長，休日開放等により，自習スペースの拡充及びソフト面の自主的学習の充実に努めている。

以上のことから，自主的学習環境が十分に整備され，効果的に利用されていると判断する。

観点７－２－②：　学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では，課外活動を教育の重要な要素として捉え，体育系公認サークル 42 団体，文化系公認サークル 36 団体を公式ホームページで紹介している（資料７－２－②－A）。サークル活動，大学祭等への財政面における支援（資料７－２－②－B）や，サークルリーダー会議との連携強化を図るなど，活動を支援している（資料７－２－②－C）。学長と体育会との懇談会を設け，学生団体からの要望や意見を聴取している（資料７－２－②－D）。課外活動等において特に顕著な業績を上げた学生個人・団体には学長による学生表彰を行っている（資料７－２－②－E）。

資料７－２－②－A　サークル紹介状況（http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/circle.html）

出典：熊本大学公式ホームページから抜粋

資料７－２－②－B　サークル等に対する支援経費の推移　（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
体育系公認サークル	8,627	8,420	6,047	6,698	7,168
文化系公認サークル	672	2,519	2,754	1,164	3,402
熊粋祭実行委員会	572	1,423	932	737	765
遠歩実行委員会	572	536	536	456	466
合　計	10,443	12,898	10,269	9,055	11,801

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－２－②－C　学生委員会，顧問教員会，サークルリーダー会議が連携した取組等

年度	主な取組等
平成16年度	学生委員会は，公認サークルの「顧問教員会」を設け，顧問教員の処遇・保証，「教職員賠償責任保険」加入等について検討し，必要な予算措置について検討した。サークルリーダー会議等の要望を把握し，体育用具の補充等を行った。
平成17年度	顧問教員会において，サークル活動の活性化等について意見交換を行った。学生委員会は，顧問教員の位置づけ・役割，処遇・保証等に加えて，課外活動に対する支援策について検討し，「学生の課外活動支援策（案）」を作成した。
平成18年度	学生委員会は，「学生の課外活動支援策（案）」に係わる顧問教員会との協議を踏まえ，サークル活動を教育活動として位置づけを明確化した。サークルからの要望等を基に，優先順位の高い用具の補充，施設の修理・改修等を行った。
平成19年度	平成18年度に引き続き，学生委員会は，顧問教員会との間で，サークル活動の活性化等について意見交換を行うとともに，サークルリーダー会議等を通じて要望を把握し，優先順位の高い用具等の補充，施設の修理・改修等を行った。
平成20年度	平成20年度から，きらめきユースプロジェクト（学生による企画事業）と題し，学生の自主性，創造性，独創性をはぐくむための予算化を行い，全学生を対象に募集した結果，６件の応募があり４件を採択した。

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－２－②－D　学長と体育会との懇談会風景

出典：学長と体育会との懇談会風景から抜粋

資料７－２－②－E　熊本大学学生表彰規則（抜粋）等 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/pageimages/daigakuseikatsu/img/kisoku.pdf)

（趣旨）
第１条　この規則は，熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 88 条第 2 項及び熊本大学大学院学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の規定に基づき，熊本大学の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定める。
（表彰の基準）
第２条　表彰は，それぞれ次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものについて行うことができる。
(1)　卒業又は修了時において，特に優秀な成績を修めたと認められる学生
(2)　学術研究活動において，次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
　イ　国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合
　ロ　その他これらに準じた学会等において高い評価を受けた場合
(3)　課外活動において，次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
　イ　国際的規模の競技会，展覧会，公演会等(以下「競技会等」という。)に出場，出展又は出演(以下「出場等」という。)した場合
　ロ　全国的規模の競技会等に出場等をし，第 3 位までに入賞(これに相当する賞を含む。)した場合
　ハ　九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし，優勝(これに相当する賞を含む。)した場合
(4)　社会活動において，次のいずれかの場合に該当したと認められる学生又は学生団体
　イ　ボランティア活動等において，顕著な活動が認められた場合
　ロ　人命救助，犯罪防止又は災害防止に貢献した場合
(5)　その他前 3 号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる学生又は学生団体

出典：熊本大学学生表彰規則（平成 21 年４月１日現在）等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や大学祭等に対して，経済的支援や活動施設等の設備充実等，学生の自主的な課外活動が円滑に行われるよう積極的な支援を行っている。

以上のことから，学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点７－３－①：　生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており，健康，生活，進路，各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され，適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学長と学生代表との懇談会（前掲資料７－１－②－A），学生相談窓口及び学生生活実態調査（別添資料９）等を通して，生活支援等に関する学生のニーズの把握に努めている。学生相談室を中心に，保健センター，セクシュアル・ハラスメント防止委員会，学部・学務部等が連携して，学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している（資料７－３－①－A）。学生相談室に専従職員３名を配置して，総合相談窓口機能を整備するとともに，学部等に専任教員の相談員35名を配置している。保健センターについては，医学部キャンパスに分室を設けるなど相談体制を強化している。学生相談室は，学生の相談に対応するため，種々の取組を行っている（資料７－３－①－B）。セクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止等に関しては，規則（資料７－３－①－C，D）及びガイドライン（資料７－３－①－E）を定めるとともに，対応する全学委員会の下で，一般相談窓口とは別に各学部・研究科等ごとの相談員の設置，講演会の実施，啓発パンフレットの作成・配布等を行っている（資料７－３－①－F）。就職支援については，キャリア支援課と学部等が連携して就職支援体制を強化し，多様な支援活動を行っている（資料７－３－①－G）。

資料７－３－①－A　学生相談室を中心とした保健センター等の連携・協力

学生相談室 （総合相談窓口）	室長，職員２名の体制で窓口相談に対応し，学習・研究悩みごと相談等については，保健センター，国際化推進センター，各学部等と連携して，相談員が個別に面談している。この他，学生ボランティア相談を行っている。
保健センター	専任教員３名，看護師２名，学校医（併任）５名，カウンセラー（併任）２名の体制で，応急措置・一般処置等に加えて，「心と身体の悩み何でも相談」，「性に関する相談」，「学生心理相談」，「定期健康診断」，「RI 等取扱者の健康診断」，「スポーツクリニック」，「体育系サークル検診」などを実施している。また，平成 19 年５月には本荘地区に看護師(非常勤)１名を配した健康相談室を設置し，保健センターとの連携の下に大江・本荘地区の学生を中心に応急処置や各種健康相談に応じている。
学部・学務部等	各学部は，オフィスアワー等を設けて，様々な学生相談に応じている。また，「学生教育研究災害傷害保険」，「医学生総合補償制度」等への加入を奨励している。

出典：学生案内，学生相談室リーフレット等を基に作成

資料７－３－①－B　総合相談窓口としての「学生相談室」の主な取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	迅速・適切な総合相談窓口として，学生相談室を設置し，Web ページ等により周知を図るとともに，関係資料を収集・整備して，履修・進路・セクハラなど多様な相談に対応した。また，相談員の資質向上のため，学内研修会を実施し，学外研修会に参加した。
平成 17 年度	学生相談室と学生委員会が協力して，相談内容を分析し，現状と課題について検討するとともに，引き続きデータの蓄積を図ることとした。また，相談員の資質向上のため，全国学生相談研修会に相談員を派遣した。
平成 18 年度	学生相談用の各種資料の収集・整備，相談データの蓄積・整理・分析を行うとともに，相談員及び教職員を全国学生相談研修会等に参加させ，資質の向上を図った。
平成 19 年度	平成 18 年度に引き続き，学生相談への迅速・適切な対応，資料の充実，相談内容の分析を行うとともに，保健センター，留学生センター，学部等と連携して，相談員及び教職員を全国学生相談研修会等に参加させ，資質の向上を図った。
平成 20 年度	平成 19 年度に引き続き，関係担当と連携して学生相談への迅速・適切な対応に努め，相談内容の分析とともに，資質向上のため職員を全国学生相談研修会等に参加させた。また，教職員の学生指導・支援に役立てるため，既存の「学生指導と支援の手引」の改訂を行い，全教員および学生担当職員へ配布した。

出典：学生委員会資料を基に作成

資料７－３－①－C　熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則（抜粋）

（趣旨）
第１条　この規則は，熊本大学(以下「本学」という。)における学生及び職員の学習，研究及び就業に係る正当な利益を保障するとともに，良好な学習，研究及び就業の環境を維持するために，ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置(以下「ハラスメントの防止・排除等」という。)に関し必要な事項を定める。
2　セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する必要な事項は，熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。
（定義）
第２条　この規則において「ハラスメント」とは，本学において権力又は地位を利用して，学生又は職員の学習，研究又は就業を不当に阻害する言動をいう。ただし，セクシュアル・ハラスメントを除く。
2　この規則において「部局」とは，事務局，各学部(教育学部にあっては附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。)を含む。)，各研究科，医学薬学研究部，各教育部，発生医学研究所，医学部附属病院，附属図書館，大学院先導機構，イノベーション推進機構，国際化推進機構，熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条に定める学内共同教育研究施設，保健センター及び教養教育実施機構をいう。
3　この規則において「部局長」とは，前項に定める部局の長をいう。
4　この規則において「相談員」とは，学生及び職員からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応する職員をいう。
（ハラスメントの防止・排除等の審議）
第３条　ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項の審議は，国立大学法人熊本大学同和・人権問題委員会(以下「同和・人権問題委員会」という。)が行う。
（ハラスメントに関する苦情相談窓口）
第６条　ハラスメントに関する苦情相談は，相談員又は同和・人権問題委員会第一専門委員会委員長(以下「第一専門委員会委員長」という。)が，受けるものとする。
2　前項の相談員は，熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則(平成16年4月1日制定)第15条第1項に定める相談員をもって充てる。
3　相談員又は第一専門委員会委員長は，苦情相談を受けたときは，相談者の了解を得て，苦情相談の具体的内容等を同和・人権問題委員会委員長に報告するものとする。
（苦情相談への対応）
第７条　同和・人権問題委員会委員長は，前条第3項の報告を受けたときは，同和・人権問題委員会に諮り，苦情相談の内容に関連する部局長に，苦情相談内容に係る事実の確認及び解決のための必要な措置を要請するものとする。ただし，苦情相談が部局長の言動に関するものである場合は，同和・人権問題委員会において対応を検討するものとする。
2　部局長は，前項本文の要請を受けたときは，苦情相談内容の事実の確認及び問題の解決に努め，その結果を1月以内に同和・人権問題委員会委員長に報告するものとする。
（苦情相談に対する審議）
第８条　同和・人権問題委員会委員長は，部局長から前条第2項の報告を受けたときは，同和・人権問題委員会に諮り，問題の措置結果について審議するものとする。この場合において，必要と認めるときは，相談者及び当該部局長からの事情聴取を行い，当該部局長に事実関係の再調査及び対応策の改善を求めることができる。
2　同和・人権問題委員会委員長は，審議の結果，問題が十分に解決したと認められた場合は，その結果を学長及び当該部局長に報告するとともに，相談者に説明するものとする。
（調査委員会）
第９条　同和・人権問題委員会は，前条第1項の審議の結果，問題が解決されたと認められない場合は，苦情相談内容の事実調査を行うため，調査委員会を設置するものとする。
2　調査委員会の委員は，同和・人権問題委員会委員のうちから，同和・人権問題委員会委員長が指名する。ただし，当該苦情相談を受けた同和・人権問題委員会委員は，調査委員会の委員となることができない。
3　調査委員会に，委員長を置き，同和・人権問題委員会委員長が指名する者をもって充てる。
4　委員長は，調査委員会を招集し，その議長となる。
5　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する調査委員会委員がその職務を代行する。
6　調査委員会は，事実関係を調査し，2月以内に調査結果をまとめ，同和・人権問題委員会委員長に報告するものとする。ただし，やむを得ない事由があるときは，調査期間を延長することができる。
7　同和・人権問題委員会は，調査に係る苦情相談の問題が解決したと認めたときは，調査委員会を解散するものとする。
（調査委員会報告の取扱い）
第10条　同和・人権問題委員会委員長は，前条第6項の報告を受けたときは，同和・人権問題委員会に諮り，改善策等について審議するものとする。
2　同和・人権問題委員会委員長は，前項の審議結果を学長に報告しなければならない。
3　同和・人権問題委員会委員長は，審議結果に基づき，学長及び関連部局長と改善策を協議するとともに，その結果を相談者に説明するものとする。

出典：熊本大学ハラスメントの防止等に関する規則（平成21年４月１日現在）から抜粋

資料７－３－①－D　熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（抜粋）

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kisokushu/sekh.html)

（趣旨）
第１条　この規則は，熊本大学(以下「本学」という。)の職員及び学生等が個人としてその人格と人権が尊重され，それぞれの能力が最大限に発揮されるよう，修学，就労及び教育研究のための良好な環境を維持するため，セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に，迅速かつ適切に対応するための措置(以下「セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等」という。)に関し必要な事項を定める。
（セクシュアル・ハラスメント防止委員会）
第３条　本学に，セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項を審議するため，熊本大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。
第５条　防止委員会は，次に掲げる事項を審議する。
(1)　セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関する研修，啓発活動の企画に関すること。
(2)　セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談，被害の救済及び対応に関すること。
(3)　その他セクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関すること。
（調査委員会）
第12条　調査委員会の委員は，防止委員会の審議を経て，防止委員会委員のうちから，防止委員会委員長が速やかに指名する。ただし，必要がある場合は，防止委員会委員以外の者を指名することができる。
2　前項の委員には，女性を半数程度含むものとする。
第13条　調査委員会は，苦情相談の事実関係を調査し，２か月以内に調査結果をまとめ，これを防止委員会委員長に報告するものとする。ただし，２か月以内に調査が完了しない場合において，やむを得ない事由があるときは相当期間調査期間を延長することができるものとする。
2　調査委員会は，調査を完了したときに解散するものとする。
（相談員）
第15条　相談員は，本学の職員のうちから，次に掲げる者をもって充てる。
(1)　各学部(教育学部を除く。)，大学院自然科学研究科，国際化推進センター及び保健センターから選出された教員　各１人
(2)　教育学部(附属学校から選出された教員を含む。)から選出された教員　２人
(3)　大学院社会文化科学研究科及び大学院法曹養成研究科のうちから選出された教員　１人
(4)　大学院医学薬学研究部，大学院医学教育部及び大学院薬学教育部のうちから選出された教員　１人
(5)　医学部附属病院から選出された技術職員　１人
(6)　総合情報基盤センター，大学教育機能開発総合研究センター，政策創造研究教育センター，五高記念館，ｅラーニング推進機構，沿岸域環境科学教育研究センター，衝撃・極限環境研究センター及び環境安全センターのうちから選出された教員　１人
(7)　発生医学研究所，生命資源研究・支援センター及びエイズ学研究センターのうちから選出された教員　１人
(8)　事務局から選出された事務職員　２人
(9)　附属病院看護部及び保健センターから選出された看護師　各１人
(10)　総務部労務・安全課副課長
(11)　学務部学生課副課長
（相談員室）
第17条　相談員が相互に研鑽及び研修を行い，苦情相談業務を円滑に実施できるようにするため，相談員室を置く。ただし，相談員室は苦情相談に関する個々の事案を検討する場であってはならない。
（教育研究評議会に設置される審査委員会の任務）
第18条　教育研究評議会議長は，第９条第３項に規定する審議の付託を受けて，教育研究評議会にセクシュアル・ハラスメントに関する審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
2　審査委員会は，防止委員会の調査結果に基づき処分原案を作成し，教育研究評議会議長に報告するものとする。審査委員会は，当該関係者への直接の調査活動は行わない。ただし，防止委員会の調査結果に疑義がある場合は，学長に再検討を(再調査を含む。)を依頼することができる。
（守秘義務）
第19条　相談員及びセクシュアル・ハラスメントの防止・排除等に関わる者は，関係者の名誉，人権及びプライバシーを尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

出典：熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則（平成21年４月１日現在）から抜粋

資料７－３－①－E　セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン（抜粋）

(http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kisokushu/sekg.html)

第１　ガイドラインの趣旨
1　セクシュアル・ハラスメントは，人間の尊厳を否定し，人格権，教育を受ける権利，働く権利等さまざまな人権を侵害するものです。
2　熊本大学（以下「本学」という。）は，セクシュアル・ハラスメントを絶対に許さないという基本姿勢に立って，セクシュアル・ハラスメントの予防とその意識の啓発に努め，セクシュアル・ハラスメントのない良好な修学・就労環境を形成・維持することを目指します。
3　本学は，セクシュアル・ハラスメントが行われた場合，被害者を全力を挙げて保護・救済し，加害者に対しては，教育研究評議会等の必要な審議を経て厳正に対処します。

出典：熊本大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドラインから抜粋

資料７－３－①－F　セクシュアル・ハラスメント防止のための取組等

年度	主な取組等
平成16年度	セクシュアル・ハラスメント防止委員会において，相談員の研修等，活動方針を策定した。これに基づき，弁護士を講師に招き，セクシュアル・ハラスメント相談員（21名）の研修を４月及び９月に実施した。また，大学祭期間中に，弁護士等と教職員・学生をパネリストとしてシンポジウム形式のセクハラ防止講演会を開催した。また，啓発パンフレットを作成し，全教職員に配布するとともに，新入生に対してもオリエンテーションの際に配布し，意識高揚に努めた。
平成17年度	相談員とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の委員を対象として，相談を受ける際の心得について，弁護士による講義形式の研修を春秋２回実施した。また，大学祭期間中に，外部講師を招き，講演会とシンポジウムを開催した。この他に，部局ごとの防止・啓発研修会を２回開催し，４月には，啓発パンフレットを全教職員と全学生に配布した。
平成18年度	平成17年度に引き続き，相談員とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の委員を対象として，弁護士による講義形式の研修を春秋２回実施するとともに，大学祭期間中に，講演会とシンポジウムを開催した。この他に，部局ごとの防止・啓発研修会を２回開催し，４月には，啓発パンフレットを全教職員と全学生に配布した。
平成19年度	相談員とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の委員を対象として，研修を実施した。この他に，防止・啓発研修会を１回開催した。また，前年度からハラスメント事案が減少したことから，新任教職員に対する啓発に重点を移し，新任教職員研修会で啓発パンフレットを配布した。
平成20年度	６月に相談員を対象とした相談員室長による講義形式の研修を２回実施するとともに，相談員用ハンドブックを作成し配布した。また，２部局において，当該部局構成員を対象とした防止・啓発研修会を開催した。さらに，年度末に，ハラスメント全般に関する新たな啓発パンフレットを作成し，ホームページに掲載するとともに，次年度採用予定の新教職員及び新入生を含めた全教職員及び全学生に配布した。

出典：セクシュアル・ハラスメント防止委員会資料等を基に作成

資料７－３－①－G　キャリア支援課を中心とした全学的就職・進路支援の取組等

年度	主な取組等
平成16年度	就職指導室を就職課へ改組し，進路支援委員会，各学部等との共同体制を強化した。進路支援委員会は，職業観を育成するキャリア科目及びインターンシップの充実等，就職・進路支援の基本方針を定めた。また，平成17年度に就職課をキャリア支援課に名称変更するとともに，キャリア支援課の課長を民間から登用し，新たな実効あるキャリア科目の開発，インターンシップの充実等を先導することとした。
平成17年度	民間登用の課長を中心に，キャリア支援課は，平成17年度卒業予定者に対して未内定者フォローセミナー（3回），未内定者メーリングサービス（17回配信）を行い，平成18年度卒業予定者に対して就職講座(13回)，キャリアデザインセミナー，メーリングサービス（登録約600名）等を実施した。相談員増員，相談スペース拡充，アドバイザー導入等を行い，学部就職ガイダンス（文学部，法学部，理学部，工学部）を実施した。
平成18年度	新たに，職業適性検査，エントリーシートの個別添削，人事担当者による模擬面接などを導入し，就職講座（270名参加）の充実を図るとともに，前年度からの熊大ワークデザイン講座，業界説明会（大手16社参加），ジョブスタディ（大手５社の協力による仕事研究セミナー）等を充実させた。学部就職ガイダンスの開催を増やし，学生向けキャリア支援専用サイトを開き，ポスター・解説を盛り込んだ就活サポートブックを作成した。
平成19年度	平成18年度に引き続き，平成19年度卒業予定者に対する未内定者フォローセミナー（４回），未内定者メーリングサービス（60回配信）を行い，平成20年度卒業予定者に対する就職講座(11回)，キャリアデザインセミナー，熊大ワークデザイン講座，大手業界説明会，ジョブスタディ等を実施した。また，各学部の進路支援委員会と連携して学部就職ガイダンス（文学部，教育学部，法学部，理学部，工学部）を拡充した。
平成20年度	新たな企画として，約300人となったOBOGキャリアメッセージ掲載者（キャリア支援サイト内）から数名を招いての卒業生キャリア交流会を実施した。昨年度に引き続き，平成20年度卒業予定者に対してはフォローセミナー，メーリングサービス等を実施。平成21年度卒業予定者にも就職講座（11回），キャリアデザインセミナー，ワークデザイン講座，業界説明会，企業説明会等を継続実施した。また各進路支援委員会と連携した学部就職ガイダンスも文学部，教育学部，法学部，理学部，工学部に加え，新たに薬学部でも実施した。

出典：進路支援委員会，キャリア支援課資料を基に作成

別添資料９　第６回学生生活実態調査報告書　2007年

【分析結果とその根拠理由】

学生相談室を中心に，保健センター，関係委員会等が連携した相談体制を整備し，生活・学習・研究悩みごと相談等に適切に対応している。各種ハラスメントの防止等に関しては，規則等の整備，相談体制及び啓発活動等の充実を図っている。また，キャリア支援課と学部等が連携して就職支援体制を強化し，多様な支援活動を行っている。

以上のことから，生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており，健康，生活，進路，各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され，適切に行われていると判断する。

観点７－３－②：　特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また，必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学は，留学生宿舎「国際交流会館」を有し，部屋数は計 112 部屋を有している（資料７－３－②－A)。しかし，留学生の増加及び国際交流会館の老朽化等に伴い，留学生は，国際交流会館に約半年入居した後，民間アパート等に転居している。この状況を踏まえつつ，留学生支援の取組を継続的に実施している。（資料７－３－②－B)。国際交流会館は，平成 19 年度から新たな留学生宿舎建設の検討を開始するなど，宿舎建設によって，収容力を倍増するプランが現在進行中であり，平成 21 年 10 月に竣工予定である。また，国際交流会館への入居が困難な留学生に対して，民間アパートの探し方や入居手続の説明会を毎年開催するとともに，外国人留学生後援会による留学生への緊急時貸付，大学によるアパート入居機関保証等を実施している。同時に，市内に社員寮を持つ企業等に宿舎提供を依頼するなどして，宿舎の確保に努めている。留学生チューターを配置し，留学生の相談に応じている（前掲資料７－１－④－B)。留学生の手引き（別添資料 10)，健康・安全の手引き（英語版）を作成し，留学生の学習・生活支援を行っている。障害のある学生等に対しては，階段への自動昇降機の設置及びバリアフリー対策などのほか，学科等の指導教員及び学生ボランティア等によって車椅子による教室間の移動等の際の支援が行われている。

資料７－３－②－A　国際交流会館の概要（平成 21 年度）

入居条件：１．熊本大学に在籍する外国人留学生とその家族
２．熊本大学で教育研究する外国人研究者とその家族
３．その他，国際化推進センター長が認めた者

A 棟（1985 年竣工：1,968 ㎡）				B 棟（1995 年竣工：1,674 ㎡）			
部屋の種類		面積（㎡）	室数	部屋の種類		面積（㎡）	室数
留学生用	単身室	17.1	42	留学生用	単身室	15.9	45
	夫婦室	34.2	2		夫婦室	31.9	2
	家族室	51.3	2		家族室	47.9	3
研究者用	単身室	17.1	7	研究者用	単身室	15.9	5
	夫婦室	34.2	1		夫婦室	31.9	1
	家族室	51.3	1		家族室	47.9	1
室数の計			55	室数の計			57

共同施設：ラウンジ（98 ㎡），研修室（87 ㎡），和室（32 ㎡），共用ロビー（17 ㎡），A 棟洗濯室（31 ㎡×4 室），B 棟洗濯室（48 ㎡×4 室），事務室（32 ㎡）

出典：国際化推進センター資料を基に作成

資料７－３－②－B　留学生宿舎確保，留学生支援の取組等

年度	主な取組等
平成 16 年度	平成９年度に「熊本大学外国人留学生後援会」を設立し，募金活動を継続してきたが，平成 16 年度に当初目標額 1,000 万円を達成した。この基金により，経済的援助が必要な留学生に対して貸付を行った。国際交流推進会議の下で，留学生支援 WG が留学生の宿舎を含む支援体制に関する検討を開始した。
平成 17 年度	留学生支援 WG が「留学生支援体制に関する検討報告書」をまとめた。これを基に，アパート入居時の「機関保証制度」を導入するとともに，９月と２月の２回，アパートの探し方や入居手続きの説明会を開催した。また，企業等に宿舎提供を呼びかけた。国際交流会館では，定期点検を基に，エアコンとベットマットレスを一部更新した。
平成 18 年度	引き続き，熊本市内に社員寮等をもつ企業等に留学生への宿舎提供を依頼し，１件について継続利用の許可が得られた。アパート入居時の機関保証を 45 件実施した。国際交流会館については，全室点検を行い，エアコンの 22%を更新した。留学生後援会の基金は総額 1,300 万円に達した。
平成 19 年度	アパート入居時の機関保証を 26 件実施した。留学生後援会の基金については，新たに設立された「熊本大学基金」との統合等について検討した。また，国際交流会館については，エアコンの 36%を更新した。国際交流会館の収容力不足問題を解消するため，新たな留学生宿舎建設に取り組むこととし，基本設計等に着手した。
平成 20 年度	アパート入居時の機関保証を 30 件実施した。熊本大学外国人留学生後援会では，本年５月に発生した四川大地震により家族が罹災した留学生３名に対して見舞金を支出した。また，新たな留学生宿舎確保のため，建築計画に着手し，来年 10 月竣工を目指している。

出典：国際交流推進会議資料等を基に作成

別添資料 10　Handbook for International Students（留学生の手引き）

【分析結果とその根拠理由】

国際交流会館の機能充実を図るため，新たな留学生宿舎を建設中である。緊急時の貸付，アパート入居時の機関保証等を行っている。障害者対応として，階段自動昇降機の設置等の全学的な取組とともに，ボランティア等による支援等が行われている。

以上のことから，特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり，必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点７－３－③：　学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学生の経済面の援助については，入学料免除制度，授業料免除制度による支援，各種奨学金にかかわる応募支援等を実施している。入学料は，適正な基準（資料７－３－③－A）により，毎年，必要な免除・徴収猶予を行っている（資料７－３－③－B)。授業料は，授業料免除の基準（資料７－３－③－C）に基づき，半額免除者の割合を大きくし，免除者数の増加を図っている（資料７－３－③－D)。平成19年度からは，再チャレンジ支援プログラムによる社会人入学者に対する授業料免除を開始している（資料７－３－③－E，F)。奨学金は，日本学生支援機構の奨学金制度のほか，地方公共団体，財団法人等の奨学制度の情報をホームページに掲載し，募集通知等があった際には，迅速に各学部等に掲示し周知するなどの対応をしている（資料７－３－③－G，H)。日本学生支援機構奨学生には，連絡用メールアドレスの登録を推奨し，登録した学生へは，継続，返還等の手続に係る連絡をメール配信している。そのほか，法曹養成研究科は地元銀行と協定した熊本大学法科大学院教育ローン，自然科学研究科は企業寄附による国際コース留学生奨学制度，工学部は目的特定寄附金による中国留学生に対する奨学制度を，それぞれ設立している。学生寄宿舎（定員280人）を備え，低額の寄宿料で入居させるなど，学生の経済的負担の軽減に努めている（資料７－３－③－I～K)。

資料７－３－③－A　入学料免除の基準（http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/jukensei_hogosya/nyugakuryo_menjo.html）

学部入学者 a．入学前一年以内において，入学する者の学資負担者が死亡し，又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け入学料の納入が著しく困難であると認められる場合 b．前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある場合
大学院入学者 a．入学前一年以内において，入学する者の学資負担者が死亡し，又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，入学料の納入が著しく困難であると認められる場合 b．前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある場合 c．経済的理由により入学料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－B　入学料免除者数と徴収猶予者数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
免除者数(人)	66	65	68	66	73
徴収猶予者数(人)	81	48	63	44	69

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－C　授業料免除の基準（http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/jukensei_hogosya/jugyoryo_menjo.html）

a．経済的理由により授業料の納入が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
b．授業料の各期ごとの納期前６月以内（新入学者の場合は，入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前一年以内）において，学資負担者が死亡，または，学生若しくは学資負担者が風水害などの災害を受け，授業料の納入が著しく困難であると認められる者
c．前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある者

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－D　授業料免除における半額免除者数，全学免除者数並びに免除合計額の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
半額免除者数(人)	50	241	342	1,085	1,406
全学免除者数(人)	1,123	1,029	969	602	447
合　計(人)	1,173	1,270	1,311	1,687	1,853
免除合計額(千円)	298,578	308,722	307,446	307,828	308,795

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－E　再チャレンジ支援プログラムにおける授業料免除制度

プログラム名（平成20年度）	実施研究科
研究開発リーダー育成のためのキャリアアッププログラム	自然科学研究科（博士後期課程）
e ラーニングによる教授システムの社会人指導者養成支援プログラム	社会文化科学研究科（教授システム学専攻）
社会人の学位（博士・修士）取得支援プログラム	教授システム学専攻を除く社会文化科学研究科の各専攻
社会人の法曹資格取得支援プログラム	法曹養成研究科
医学・医療・生命科学を志す社会人の再チャレンジ支援	医学教育部（博士課程）

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－F　再チャレンジ支援プログラムにおける半額免除者数，全学免除者数並びに免除合計額の推移

	平成19年度	平成20年度
半額免除者数(人)	92	68
全学免除者数(人)	24	90
合　計(人)	116	158
免除合計額(千円)	18,753	36,539

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－G　奨学金の概要（平成20年度）（http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/jukensei_hogosya/shogakukin.html）

日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構は，国の育英事業を実施している機関。優れた学生で，経済的理由により修学が困難な者に対し，学資の貸与を行うことにより，教育の機会均等に寄与することを目的としている。

貸与者数
学部生：3,973名（全学部学生の50%），大学院生：929名（全大学院学生の42%）

その他の奨学金（大学への募集がない場合があるため，都道府県・市長村等へ直接照会するようHPで周知している）

熊本県育英資金（貸与月額25,000円），宮崎県育英資金（貸与月額44,000～50,000円），
富山県奨学金（貸与月額44,000～51,000円），熊本市奨学金（貸与月額42,000円），(財)宮崎県奨学金（貸与月額25,000円），
(財)長崎県育成会（貸与月額31,000～41,000円），(財)沖縄県人材育成財団（貸与月額45,000～80,000円）
(財)鶴友奨学金（貸与月額30,000円），(財)あしなが育英会（貸与月額40,000～50,000円），
(財)壽崎育英財団（給付月額10,000円），(財)帝人奨学会（貸与月額100,000円），(財)中村積善会（貸与月額64,000円），
(財)吉田育英会（貸与月額80,000円），(財)河内奨学財団（給付月額40,000円），(財)内村チカ育英財団（給付月額30,000円），
(財)日揮・実吉奨学会（貸与月額30,000～45,000円），(財)岡田甲子男記念奨学財団（貸与月額46,500円），
(財)日本通運育英会（貸与月額15,000～20,000円），(財)山口県ひとづくり財団（貸与月額42,000～43,000円），
(財)交通遺児育英会（貸与月額40,000～100,000円），(財)電通育英会（貸与月額40,000円），
(財)松藤奨学育英基金（貸与月額42,000円），(財)原田記念財団（給付月額22,000円・33,000円），
(財)日鉄鉱業奨学生（貸与月額15,000～30,000円），(財)北野生涯教育振興会（給付年額150,000円），
公益信託池田育英会トラスト（給付月額17,000円），ヤマハ熊本プロダクツ（給付月額30,000円）　ほか

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－H　奨学生数（平成20年度）　（単位：人）

区　分		日本学生支援機構			各種団体 育英会	合　計
		一種	二種	計		
学　部		1,334	2,968	4,303	35	4,338
大学院	修士課程・博士前期課程	505	316	821	2	823
	博士課程・博士後期課程	117	8	125	0	125
	法曹養成研究科	22	21	43	1	44
合　計		1,978	3,313	5,292	38	5,330

出典：学生課資料等を基に作成

資料７－３－③－I　学生寄宿舎入居状況（各年度: ４月現在）

区　分	収容定員(人)	平成17年度 入居者数(人)	平成18年度 入居者数(人)	平成19年度 入居者数(人)	平成20年度 入居者数(人)	平成21年度 入居者数(人)
男子A棟	100	84	89	92	94	94
男子B棟	100	89	92	90	91	95
女子寮	80	76	78	77	75	75
計	280	249	259	259	260	264

出典：学生課調査を基に作成

資料７－３－③－J　熊本大学寄宿舎規則（抜粋）

（性格）
第２条　寄宿舎は，勉学に資する生活の場を学生に提供する施設とする。
（収容定員等）
第４条　寄宿舎の収容定員，入居対象者及び所在地は，次のとおりとする。

区分	収容定員	入居対象者	所在地
男子A棟	100人	学部学生及び学部留学生	熊本市黒髪７丁目763番地
男子B棟	100人		
女子棟	80人		

（在居期間）
第９条　在居期間は，原則として入居を許可された日から最短修業年限満了の日までとする。ただし，寄宿舎に入居している学生で，熊本大学大学院学則(平成16年４月１日制定)第16条第８号に規定する入学資格を有するものが修士課程又は博士前期課程に入学した場合は，当該学生が引き続き学部４年次に在学しているものとみなして，学部の最短修業年限に達するまでの間，在居することができるものとする。
（寄宿料）
第10条　入居者は，国立大学法人熊本大学諸料金規則(平成16年４月１日制定)に定めるところにより，寄宿料を納入しなければならない。

出典：熊本大学寄宿舎規則（平成21年４月１日現在）から抜粋

資料７－３－③－K　寄宿料及び寄宿舎に関する紹介

（寄宿料の額及び徴収方法）
第12条　寄宿料の額は，別表第４に掲げるとおりとする。
2　寄宿料は，寄宿舎に入居した日の属する月から，退去する日の属する月まで毎月その月分を徴収するものとする。ただし，夏季休業期間中の８月及び９月分は，休業期間前までに徴収するものとする。
3　前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で，その申出に係る額を徴収することができるものとする。

別表第４　寄宿料の額（第12条関係）

区分	収容定員一人当たり又は収容世帯１世帯あたりの建物（共用部分を含む。）の面積	寄宿料
居室が単身用の場合	18平方メートル以上 20平方メートル未満	月額4,300円
	20平方メートル以上 25平方メートル未満	月額4,700円
	25平方メートル以上	月額5,900円
居室が世帯用の場合	40平方メートル以上 50平方メートル未満	月額9,500円
	50平方メートル以上 60平方メートル未満	月額11,900円
	60平方メートル以上	月額14,200円

【寄宿舎に関するWebページ】http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/campusjouhou/shisetsu_jokyou/gakusei_kishukusya.html

出典：国立大学法人熊本大学諸料金規則（平成21年４月１日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

入学料・授業料免除制度を的確に運用するとともに，各種奨学金の応募支援を行って，経済的理由により修学が困難な学生を支援している。これらに加えて，学部・研究科等においては，地元銀行と協定した教育ローン，企業寄附による留学生奨学制度等，それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。そのほか，学生寄宿舎に低額の寄宿料で入居させるなど，経済的負担の軽減に努めている。

以上のことから，学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○　学生のサークル活動や自主活動等の課外活動面では，財政的支援のみならず，サークルリーダー会議との連携，学長と体育会との意見交換会等，組織的整備を行い，さらに，学生表彰のインセンティブによって学生に動機付けしている。

○　学生の生活支援面では，学生相談室を中心に，保健センター，セクシュアル・ハラスメント防止委員会，学部・学科が連携して，学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。就職支援体制も教職員が一体になって強化している。

○　学生の経済の援助面では，入学料・授業料免除制度，各種奨学金にかかわる応募支援等を実施するほか，学部・研究科においては，地元銀行と協定した教育ローン，企業寄附による留学生奨学制度等，それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。

【改善を要する点】

○　障害を持つ学生に対して，その障害の態様に応じて，より一層きめ細かな支援の充実が求められる。

（3）基準７の自己評価の概要

学部新入生に対して学部・学科等ごとに定期に履修指導と生活指導が行われ，また２年生以上の学部学生及び大学院学生に対しても同様に履修指導が行われている。

学習支援面では，学生生活実態調査等により学生のニーズを把握し，また，チューター，インストラクターを配置するなど適切に対応している。

留学生及び障害を持つ学生のように特別な支援を必要とする学生への対応面では，学生相談室を中心として，国際化推進センター，学部・学科等が連携して，人員・設備を整備している。

自主的学習環境の整備面では，各学部・学科等がすべて自習室・図書室等，学習スペースを整えている。

学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動面では，財政的支援のみならず，サークルリーダー会議との連携，学長と体育会との意見交換会等，組織的整備がなされ，さらに，学生表彰のインセンティブによって学生に動機付けがなされている。

学生の生活支援面では，学生相談室を中心に，保健センター，セクシュアル・ハラスメント防止委員会，学部・学科が連携して，学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。就職支援体制も教職員が一体になって強化している。

特別な支援が必要な学生の生活支援面では，特に留学生の生活拠点の確保に関して，現在の国際交流会館だけではなく，民間アパートの活用を含め各種の施策が用意されている。また，新しい留学生宿舎の建設に着手している。

学生の経済の援助面では，入学料・授業料免除制度，各種奨学金にかかわる応募支援等を実施するほか，学部・研究科においては，地元銀行と協定した教育ローン，企業寄附による留学生奨学制度等，それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。住居の支援では，低額で利用できる学生寄宿舎を備えている。